

## 職員の給与等に関する報告・勧告の概要

平成18年10月5日  
福島県人事委員会

## — 本年の報告・勧告の特徴 —

- 職員の給与と民間給与との比較方法の見直し  
(比較対象企業規模を「100人以上」から「50人以上」に変更等)
- 月例給の改定見送り
- 期末手当の支給割合の改定(0.05月分引下げ)
- 給与構造の改革の計画的な実施(給料の特別調整額の定額化等)
- 扶養手当の改定(3人目以降の子等の支給月額を1,000円引上げ)

## I 職員の給与と民間給与との較差に基づく改定

## 1 給与の比較方法の主な見直し

- (1) 比較対象企業規模  
従来の「100人以上」を「50人以上」に変更
- (2) 比較対象従業員  
ライン職の民間役職者の要件を変更  
要件変更後のライン職の役職者と同等と認められる役職者等も対象に追加

## 2 給与の比較

本委員会は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の925の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって166事業所を抽出し、職種別民間給与実態調査を実施した。その結果、本年4月における職員の給与と民間給与との較差等は次のとおりである。

## (1) 月例給

職員給与月額(a)	民間給与月額(b)	較差(b)-(a)
394,169円	393,484円	△685円 (△0.17%)
給料の特別調整額の減額後		92円 (0.02%)

※ 知事等及び職員の給与の特例に関する条例に基づき、昨年から職員の給料の特別調整額等の減額措置が実施されている。

## (2) 特別給

職員の年間支給割合	民間の年間支給割合
4.45月	4.39月

※ 民間の年間支給割合(民間事業所において昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給(ボーナス)の割合)

### 3 本年の給与の改定

- ・ 月例給については、民間給与月額とおおむね均衡していることから、改定を見送り
- ・ 期末手当・勤勉手当の年間支給割合を0.05月分引下げ  
(現行4.45月分→4.40月分)(平成18年12月期から実施)

#### 【期末手当・勤勉手当期別支給割合(一般職員)】

	6月期	12月期	合計
期末手当	1.4月(改定なし)	1.55月(現行1.6月)	2.95月(現行3.0月)
勤勉手当	0.725月(改定なし)	0.725月(改定なし)	1.45月(改定なし)
合計	2.125月(改定なし)	2.275月(現行2.325月)	4.40月(現行4.45月)

## II 給与構造の改革等

- 1 地域手当の支給割合の改定  
平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間の暫定的な支給割合を改定
- 2 給料の特別調整額等の定額化  
年功的な給与処遇を改め、管理職員の職務・職責を端的に反映できるよう、国家公務員に対してとられる措置を考慮して、定率制から給料表別・職務の級別・給料の特別調整額の算出割合別の定額制に移行(平成19年4月1日から実施)
- 3 その他  
扶養手当について、少子化対策が推進されていることに配慮し、国家公務員に対してとられる措置に準じて、3人目以降の子等の支給月額を1,000円引上げ  
(5,000円→6,000円)(平成19年4月1日から実施)

## III その他の課題

- 1 公立学校教員の給与について  
定時制通信教育手当及び産業教育手当の額等について、学校現場の実態等を踏まえ、検討していく必要
- 2 通勤手当について  
最近のガソリン価格の急騰による自動車等交通用具使用職員の通勤の実情、交通機関等利用者の通勤手当の支給実態等を総合的に考慮し、手当額について検討する必要
- 3 公務員制度改革について  
より客観的な評価制度に基づく能力・実績重視の人事制度の導入に向けて検討していく必要
- 4 総実勤務時間の短縮について  
引き続き業務の計画的かつ効率的な執行に努め、超過勤務時間の縮減及び年次有給休暇の取得の促進に向けた取組みを進める必要
- 5 男女共同参画社会の実現に向けて  
男女の別なく個々の職員が持てる力を十分発揮していけるような環境づくりについて、引き続き積極的に取り組んでいく必要  
また、国における育児のための短時間勤務制度の導入等に係る法律の整備状況等を踏まえながら、その導入等について検討を進める必要
- 6 自己啓発等休業の制度について  
国における自己啓発等休業の制度の導入に係る法律の整備状況等を踏まえながら、その導入について検討を進める必要
- 7 服務規律の確保について  
より一層、職員の服務規律遵守の徹底を図るとともに、引き続き不祥事の再発防止に努める必要

<参考資料>

## 勧告が実施された場合の標準モデルにおける給料月額等の試算

### 1 年間給与の増減額（行政職の場合）

		給料月額		給料月額等 増減額(a)	期末・勤勉手当 増減額(b)	年間給与の 増減額 (a)+(b)
		勧告前	勧告後			
係員	配偶者	円	円	円	円	円
30歳		235,700	235,700	0	△ 12,435	△ 12,435
主査	配偶者					
38歳	子2人	320,100	320,100	0	△ 18,056	△ 18,056
参事	配偶者					
52歳	子2人	446,000	446,000	0	△ 27,145	△ 27,145
部長	配偶者					
57歳		558,300	558,300	0	△ 41,127	△ 41,127
平均	配偶者					
42.7歳	子2人	355,743	355,743	0	△ 20,816	△ 20,816 (△0.32%)

(注) 1 給料月額には、給料の調整額、諸手当等は含まない。

2 上記の例は、一つのモデルケースであり、世帯構成、昇格等の違いにより各職員ごとに異なる。

### 2 平均給料月額（主な給料表）

区 分	人 員	平均年齢	平均給料月額	
			現 行	改 定 後
行 政 職	人	歳	円	円
	5,864	42.7	355,743	355,743
公 安 職	3,138	42.1	362,495	362,495
教 育 職	5,049	42.7	379,700	379,700
小学校・中学校教育職	11,197	42.8	384,732	384,732
医療職（二）	235	44.5	369,571	369,571
医療職（三）	170	43.9	376,423	376,423

(注) 給料の改定なし。

### 3 最近10年間の改定額等の状況（行政職の場合）

年度	区分	本 県		国	
		改定額（円）	改定率（％）	改定額（円）	改定率（％）
平成18年度		0	0.00	0	0.00
	（給料月額の場合）	0	0.00	0	0.00
平成17年度		△ 1,400	△ 0.35	△ 1,389	△ 0.36
	（給料月額の場合）	△ 1,156	△ 0.29	△ 1,054	△ 0.28
平成16年度		△ 352	△ 0.09	△ 246	△ 0.06
	（給料月額の場合）	0	0.00	0	0.00
平成15年度		△ 4,310	△ 1.09	△ 4,054	△ 1.07
	（給料月額の場合）	△ 3,852	△ 0.98	△ 3,446	△ 0.91
平成14年度		△ 7,816	△ 1.96	△ 7,770	△ 2.03
	（給料月額の場合）	△ 7,060	△ 1.77	△ 6,408	△ 1.67
平成13年度		125	0.03	313	0.08
	（給料月額の場合）	0	0.00	0	0.00
平成12年度		470	0.12	434	0.12
	（給料月額の場合）	0	0.00	0	0.00
平成11年度		934	0.24	1,034	0.28
	（給料月額の場合）	932	0.24	979	0.26
平成10年度		2,776	0.73	2,785	0.76
	（給料月額の場合）	2,268	0.60	2,247	0.62
平成9年度		3,577	0.96	3,632	1.02
	（給料月額の場合）	3,122	0.84	3,075	0.86

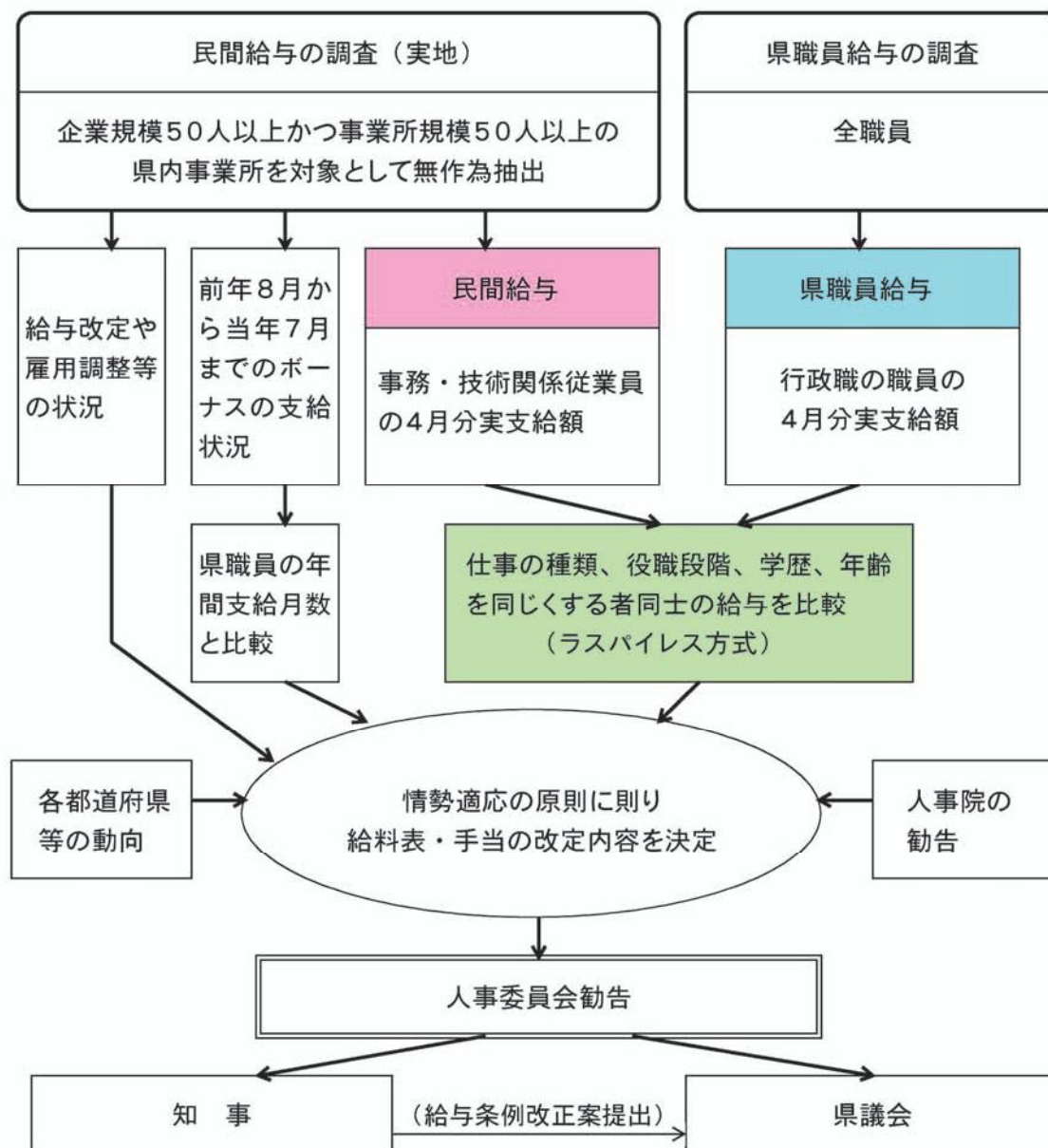
## 給与勧告のしくみ

### 1 人事委員会の給与勧告制度

公務員は、労働基本権が制約され、民間企業のように労使の交渉によって給与を決めることができません。このため、その代償措置として、地方公務員法に基づき、人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

この給与勧告は、県職員の給与を社会一般の情勢に適応したものにするため、国及び他の地方公共団体の職員の給与や民間の給与などと均衡させることを基本に行っています。

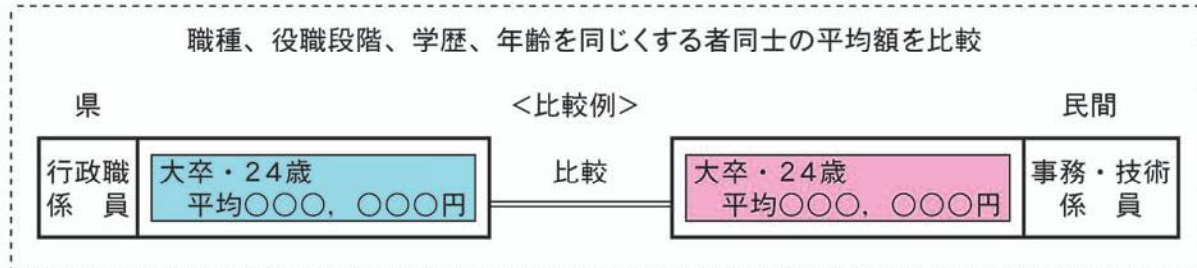
### 2 給与勧告の流れ



## 県職員給与と民間給与との比較方法（ラスパイレス方式）のしくみ

個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（B）が、現に支払っている支給総額（A）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。  
 具体的には、役職段階、学歴、年齢別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

### 1 比較方法

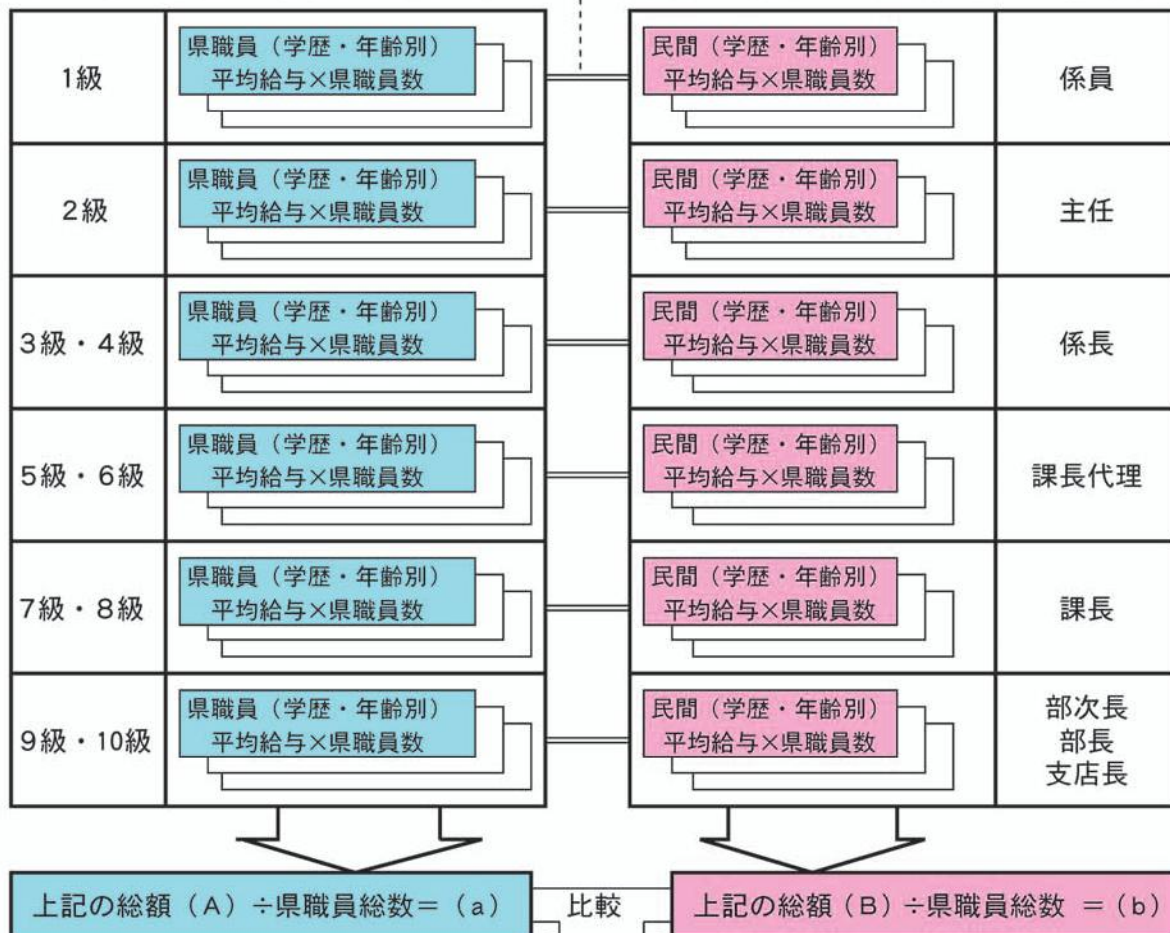


### 2 ラスパイレス方式による較差算出

（企業規模500人以上の民間事業所との比較例）

<県職員に支給されている給与総額（A）>

<県職員に民間給与を支給した場合の総額（B）>



**県職員給与と民間給与との較差＝（b）－（a）**